

社外重役

Selected Clients & Professionals Relationship

発行)株式会社ノースアイランド
 東京本社)東京都千代田区丸の内2-4-1 丸ビル10F
 Tel.03-3216-2004 Fax.03-3216-0439
 大阪支社)大阪市北区中之島3-3-23 中之島ダイビル9F
 Tel.06-6448-2004 Fax.06-6448-0539

人 事

来年春から 派遣の無期雇用を拡充 労働者派遣法改正、上限3年廃止へ

労働者派遣法の改正を議論する厚生労働省の部会が、現在3年となっている派遣受け入れ期間の上限を廃止し、3年ごとに働く人を入れ替えれば、企業は同じ職場で派遣を無期限に継続できるとした報告書を取りまとめた。今国会に改正法案を提出し、来年4月からの実施を目指す。

一定の条件の下、特定も一般派遣もなく企業が継続して派遣労働者を受け入れられる仕組みの改正案で、労働者保護の観点から改正案は今国会で可決される公算が高い。今回は「一般労働者派遣」と「特定労働者派遣」の区別をなくすのが目的で、改正後は許認可制となる。正社員から派遣社員への置き換えを防ぐ目的で派遣期間に上限を設けてきた従来の原則を事実上転換したことになる。規制緩和により労働者派遣市場の活性化を図る。受け入れる派遣先の企業にとっては制度を利用しやすくなる一方、派遣元(人材派遣会社)の負担は重くなり、特定派遣事業廃止で全ての派遣業者は一般派遣事業の許可が必要となる。

厚労省の指導が入ることで、業界全体の信用向上につながることを期待されているが、5万社ある届け出制の派遣会社は今後、再編・淘汰を余儀なくされる。しかし、法改正は派遣労働者の処遇改善を進め、不安定な雇用の拡大を払拭することが肝心要で、今回、労使でチェックが入るなど一歩前進した。ただし派遣社員に常に高いレベルの業務能力を求めることも狙いだ。

税務会計

定期借地権保証金の経済的利益 その適正利率は過去最低の0.7%

定期借地権は、1992年8月に施行された新借地借家法に基づいて、当初の契約期間で借地契約が終了し、その後更新がない制度である。

この定期借地権の設定に伴い貸主が預かった保証金を個人的に使ってしまった場合などは、貸主に経済的利益が生じたことから課税対象となる。その際の課税対象額は、税務当局が毎年定める「適正利率」によって計算され、保証金を返還するまでの各年分の不動産所得の収入金額に算入する。

国税庁はこのほど、その適正利率が、2013年分は前年分から0.1ポイント低い0.7%と、前年2012年分の0.8%を下回り過去最低を記録したことを明らかにした。この「適正利率」は各年度の10年長期国債の平均利率によることとされ、2013年の10年長期国債の平均利率が0.72%だったことから「0.7%」としたもの。この取扱いは1993年分の不動産所得の申告から始まっているが、同年分は4%。それからずいぶん低下したものだ。

この結果、保証金を事業用資金や事業用資産の取得資金として使う場合に、各年分の不動産所得の収入金額と必要経費に算入する利息相当額を算出する「適正利率」は、平均的な長期借入利率のほか0.7%としても差し支えない。

また、個人的に自宅や車などの購入費用として充てた場合は、適正利率で算定した利息相当額を、返還するまでの各年分の不動産所得の収入金額に算入するが、2013年分のその適正利率は0.7%となる。

今週のキーワード

労働者派遣法 改正

現制度では通訳や秘書業務など「専門26業務」の派遣社員は特別に期限なく働くことができ、それ以外の業務は最長3年が決まり。新制度ではこの業務区分を廃止し派遣社員に仕事を任せやすくする。派遣元と無期契約の人は派遣先で期限なく働けるように処遇。有期契約の人は派遣先で最長3年働ける。派遣元には労働者の教育訓練を義務付け、3年の期間が終わった労働者に対し、(1)派遣先企業に直接雇用を申し入れる(2)新たな派遣先を提供する(3)最終的な受け皿として自社で無期雇用するなどの処遇を強く求められる。